

電気通信事業法第110条の3第1項の規定による
第二種適格電気通信事業者の指定について

(諮問第3212号)

<目次>

1	諮問書	1
2	答申書	2
3	申請概要	3
4	審査結果	5
5	参考資料	6

第二種適格電気通信事業者担当支援区域
(特別支援区域) 一覧 (案)

別添

- 第二種適格電気通信事業者指定申請書類一式
(NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社)

(公印・契印省略)

諮問第 3212 号
令和 8 年 3 月 26 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮 問 書

NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社から令和 8 年 2 月 27 日付けで電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について申請があった。

これらの申請について審査した結果、電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）第 25 条に適合していると認められるため、これらの申請者を第二種適格電気通信事業者として指定することとしたい。

このことについて、法第 169 条第 1 号の規定により諮問する。

(案)

令和8年※月※日

総務大臣
林 芳 正 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書

令和8年3月26日付け諮問第3212号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定については、諮問のとおり指定することが適当と認められる。

以 上

申請概要

1 申請者

- (1) NTT 東日本株式会社（代表取締役社長 澁谷直樹）
（以下「NTT 東日本」という。）
- (2) NTT 西日本株式会社（代表取締役社長 北村亮太）
（以下「NTT 西日本」という。）

2 申請年月日

- 1 (1) 及び (2) とも、令和 8 年 2 月 27 日（金）

3 申請の概要

NTT 東日本及び NTT 西日本が、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定を受けようとするもの。

4 指定の基準

法第 110 条の 3 第 1 項において第二種適格電気通信事業者の指定の基準とされている事項については、それぞれ次のとおり。

- (1) 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況について、「第二号基礎的電気通信役務収支表」を公表すること。
- ▶ NTT 東日本及び NTT 西日本は、令和 8 年 3 月現在、それぞれ、最新の情報として、令和 6 年度分の第二号基礎的電気通信役務収支表を公表している。

申請者	公表 URL
NTT 東日本	https://www.ntt-east.co.jp/univs/
NTT 西日本	https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/

(参考:収支状況の概要)

① NTT 東日本

(百万円)

	営業収益	営業費用		営業利益
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用	
FTTH	516,809	359,918	239,514	156,891
CATV	-	-	-	-
専用型ワイヤレス 固定ブロードバンド	-	-	-	-
合 計	516,809	359,918	239,514	156,891

② NTT 西日本

(百万円)

	営業収益	営業費用			営業利益
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用	
FTTH	383,797	309,069	197,306	111,763	74,727
CATV	-	-	-	-	-
専用型ワイヤレス 固定ブロードバンド	-	-	-	-	-
合 計	383,797	309,069	197,306	111,763	74,727

(2) 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれる特別支援区域について特別支援区域整備・役務提供計画書を作成し、公表していること。

- ▶ NTT 東日本及びNTT 西日本は、申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に含まれる特別支援区域について、それぞれ特別支援区域整備・役務提供計画書を作成し公表している。

申請者	計画書作成区域数	公表 URL
NTT 東日本	91 区域	https://www.ntt-east.co.jp/univs/
NTT 西日本	50 区域	https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/

(3) 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に次のア及びイの条件を満たす一以上の支援区域の全部を含むこと。

ア 当該支援区域が他の第二種適格電気通信事業者の担当支援区域に指定されていないこと。

イ 当該支援区域において申請に係る第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置する電気通信回線設備の規模が総務省令で定める規模を超えていること。

- ▶ NTT 東日本及びNTT 西日本の申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に、上述ア及びイの条件を満たし、よって第二種適格電気通信事業者として指定した場合に担当支援区域として指定することが可能な支援区域が含まれている*。

※ 上記ア及びイの条件を満たし、よって第二種適格電気通信事業者として指定した場合に各申請者の担当支援区域として指定することが可能な区域の一覧は、参考資料を参照（参考資料は本件諮問の対象外）

【参考資料】第二種適格電気通信事業者の担当支援区域（特別支援区域）一覧（案）

審 査 結 果

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定についての申請に係る審査

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）第 25 条の規定に基づき審査を行った結果、次のとおりと認められる。なお、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）を以下「施行規則」という。

審 査 事 項	審 査 結 果	理 由
<p>1 法第 110 条の 3 第 1 項第 1 号の規定※による公表が行われていること。（審査基準第 25 条(1)）</p> <p>※ 公表すべき具体的な事項は施行規則第 40 条の 4 の 6 第 1 項に、公表の時期や方法は同条第 2 項に規定。</p>	適	<p>各申請者は、施行規則第 40 条の 4 の 6 第 1 項の規定に基づき、申請に係る第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況及び特別支援区域整備・役務提供計画書を、同条第 2 項の規定に基づき、インターネットを利用することにより公表していることから、いずれの申請者も、この審査事項に適合していると認められる。</p>
<p>2 施行規則第 40 条の 4 の 5 第 1 項の申請書及び同項各号に掲げる書類に記載された事項が適正かつ明確であること。（審査基準第 25 条(2)）</p>	適	<p>各申請者の申請書及びこれに添えられ提出された施行規則第 40 条の 4 の 5 第 1 項各号に掲げる書類については、不足なく、かつ、記載された事項も適正かつ明確であることから、いずれの申請者も、この審査事項に適合していると認められる。</p>
<p>3 法第 110 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる基準※に適合していること。（審査基準第 25 条(3)）</p> <p>※ 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が、次のいずれにも該当する一以上の支援区域の全部を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の第二種適格電気通信事業者の担当支援区域に指定されていないこと。 ・申請に係る第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置する電気通信回線設備の規模が施行規則第 40 条の 6 の 2 第 1 項で定める規模を超えていること。 	適	<p>各申請者の申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の第二種適格電気通信事業者の担当支援区域に指定されておらず、かつ、 ・申請に係る第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置する電気通信回線設備の規模が施行規則第 40 条の 6 の 2 第 1 項で定める規模を超えている 1 以上の支援区域の全部が含まれていることから、いずれの申請者も、この審査事項に適合していると認められる。

第二種適格電気通信事業者の 担当支援区域(特別支援区域)一覧

本資料は、令和8年2月に電気通信事業法第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定の申請があった次の申請者について、情報通信行政・郵政行政審議会より指定することが適当であるとの答申を受けた場合に、総務大臣が当該規定により第二種適格電気通信事業者として指定することと併せて、同条第2項の規定により各申請者に対して担当支援区域として指定することを検討している特別支援区域を一覧化したものである。

- (1)NTT東日本株式会社(以下「NTT東日本」という。)
- (2)NTT西日本株式会社(以下「NTT西日本」という。)

担当支援区域(特別支援区域)

令和8年3月26日時点

(1)NTT東日本

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
014560010	北海道	愛別町	字金富	
014560020	北海道	愛別町	字厚生	
014560030	北海道	愛別町	字伏古	
014560040	北海道	愛別町	字協和	
01456009004	北海道	愛別町	字愛別	五区
01456009005	北海道	愛別町	字愛別	六区
014560110	北海道	愛別町	字豊里	
014580140	北海道	東川町	七南区	
014580150	北海道	東川町	七北区	
01458016001	北海道	東川町	一〇区	南
014580170	北海道	東川町	一二区	
014580190	北海道	東川町	一区	
014580260	北海道	東川町	五南区	
014580270	北海道	東川町	五北区	
014580410	北海道	東川町	三一区	
014580550	北海道	東川町	一八区	
014580560	北海道	東川町	二一区	
014580570	北海道	東川町	二五区	
014580580	北海道	東川町	二六区	
014580610	北海道	東川町	二九区	
103830010	群馬県	南牧村	大字砥沢	
103830030	群馬県	南牧村	大字羽沢	
103830060	群馬県	南牧村	大字六車	
103830100	群馬県	南牧村	大字千原	
103830120	群馬県	南牧村	大字檜沢	
20201232003	長野県	長野市	信州新町越道	
20201233001	長野県	長野市	信州新町山上条	
20201234002	長野県	長野市	信州新町山穂刈	
20201234003	長野県	長野市	信州新町山穂刈	
20201238002	長野県	長野市	中条御山里	
20205009004	長野県	飯田市	上久堅	大鹿
20205009007	長野県	飯田市	上久堅	堂平
20205009008	長野県	飯田市	上久堅	越久保
20205009011	長野県	飯田市	上久堅	落倉
20205009012	長野県	飯田市	上久堅	平栗
20205009013	長野県	飯田市	上久堅	蛇沼
20205010001	長野県	飯田市	千代	田力
20205010004	長野県	飯田市	千代	野池
20205010006	長野県	飯田市	千代	法全寺
20205010007	長野県	飯田市	千代	山中
20205010009	長野県	飯田市	千代	米峰
20205010010	長野県	飯田市	千代	毛呂窪
20205010011	長野県	飯田市	千代	八ノ倉
20205011004	長野県	飯田市	龍江	
20205513001	長野県	飯田市	上村	上町
20205513002	長野県	飯田市	上村	中郷
20205513003	長野県	飯田市	上村	程野
20205513004	長野県	飯田市	上村	下栗
20205514002	長野県	飯田市	南信濃	八重河内
20205514003	長野県	飯田市	南信濃	南和田

担当支援区域(特別支援区域)

令和8年3月26日時点

(1)NTT東日本

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
20205514004	長野県	飯田市	南信濃	木沢
202090230	長野県	伊那市	黒河内	
202090240	長野県	伊那市	中尾	
202090250	長野県	伊那市	市野瀬	
202090260	長野県	伊那市	杉島	
202090270	長野県	伊那市	浦	
20305003002	長野県	南牧村	大字広瀬	川平
203050040	長野県	南牧村	大字板橋	
203050050	長野県	南牧村	大字平沢	
203500030	長野県	長和町	大門	
20350004008	長野県	長和町	和田	久保
20350004009	長野県	長和町	和田	野々入
20350004014	長野県	長和町	和田	大出
20350004015	長野県	長和町	和田	唐沢
20350004016	長野県	長和町	和田	男女倉
204220030	長野県	上松町	大字荻原	
20423001001	長野県	南木曾町	大字読書	北部
20423001002	長野県	南木曾町	大字読書	与川
20423003003	長野県	南木曾町	大字吾妻	広瀬
204250030	長野県	木祖村	大字菅	
20429001003	長野県	王滝村		九蔵
20429001006	長野県	王滝村		東
20429001007	長野県	王滝村		二子持
20429001008	長野県	王滝村		鞍馬
20429001011	長野県	王滝村		野口
20429001014	長野県	王滝村		滝越
204300020	長野県	大桑村	大字殿	
20432002024	長野県	木曾町	新開	
20432002027	長野県	木曾町	新開	
20432002028	長野県	木曾町	新開	
20432002031	長野県	木曾町	新開	
20432002032	長野県	木曾町	新開	
20432002033	長野県	木曾町	新開	
20432002034	長野県	木曾町	新開	
20432002035	長野県	木曾町	新開	
204320040	長野県	木曾町	開田高原西野	
204320050	長野県	木曾町	開田高原末川	
204320060	長野県	木曾町	三岳	
206020010	長野県	栄村	大字豊栄	
20602003001	長野県	栄村	大字堺	西部
20602003002	長野県	栄村	大字堺	東部

(注) なお、区域の行政区画に変更があったとしても、第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(特別支援区域)については従前の例による。

担当支援区域(特別支援区域)

令和8年3月26日時点

(2)NTT西日本

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
172020740	石川県	七尾市	沢野町	
172020800	石川県	七尾市	赤浦町	
172020820	石川県	七尾市	直津町	
172021090	石川県	七尾市	岡町	
172021140	石川県	七尾市	青山町	
172021340	石川県	七尾市	吉田町	
172032110	石川県	小松市	嵐町	
172032140	石川県	小松市	上麦口町	
172032180	石川県	小松市	中ノ峠町	
172032210	石川県	小松市	麦口町	
172032340	石川県	小松市	花坂町	
172032750	石川県	小松市	小山田町	
172032800	石川県	小松市	西荒谷町	
172032830	石川県	小松市	日用町	
172032850	石川県	小松市	滝ヶ原町	
172032870	石川県	小松市	菩提町	
17463001002	石川県	能登町	字宇出津	平体
17463001003	石川県	能登町	字宇出津	大平
174630160	石川県	能登町	字曾又	
17463017001	石川県	能登町	字藤ノ瀬	下藤ノ瀬
17463017002	石川県	能登町	字藤ノ瀬	上藤ノ瀬
174630180	石川県	能登町	字鶴町	
174630190	石川県	能登町	字宇加塚	
174630610	石川県	能登町	字国重	
21219026002	岐阜県	郡上市	安久田	
212190570	岐阜県	郡上市	越佐	
28205006000	兵庫県	洲本市	宇山	
28205007000	兵庫県	洲本市	炬口	
28205011005	兵庫県	洲本市	千草	戊
282050180	兵庫県	洲本市	奥畑	
322090060	島根県	雲南市	木次町西日登	
322090170	島根県	雲南市	大東町清田	
322090250	島根県	雲南市	大東町幡屋	
322090410	島根県	雲南市	大東町北村	
322090430	島根県	雲南市	大東町南村	
322090500	島根県	雲南市	加茂町近松	
322090550	島根県	雲南市	加茂町三代	
322090600	島根県	雲南市	加茂町岩倉	
322090620	島根県	雲南市	加茂町砂子原	
322090670	島根県	雲南市	三刀屋町伊萱	
322090710	島根県	雲南市	三刀屋町多久和	
322090790	島根県	雲南市	三刀屋町中野	
325010270	島根県	津和野町	部栄	
325010290	島根県	津和野町	田二穂	
325010300	島根県	津和野町	高峯	
383560050	愛媛県	上島町	弓削大谷	
383560060	愛媛県	上島町	弓削狩尾	
383560110	愛媛県	上島町	弓削日比	
383560150	愛媛県	上島町	弓削藤谷	
442100170	大分県	杵築市	大字船部	

(注) なお、区域の行政区画に変更があったとしても、第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(特別支援区域)については従前の例による。

様式第 38 の 2 の 2 (第 40 条の 4 の 5 の関係)

第二種適格電気通信事業者指定申請書

東経営第 000200000779 号

2026 年 2 月 27 日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8019

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
東京都新宿区西新宿3-19-2

名称及び代表者の氏名

えぬていていひがしにほんかぶしきがいしゃ
NTT 東日本株式会社

代表取締役社長 しぶたに なおき
澁谷 直樹

登録年月日及び登録番号

連絡先

電気通信事業法第 110 条の 3 第 1 項の規定により、第二種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 提供する第二号基礎的電気通信役務の種別

第 14 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる役務

2 業務区域 ※1

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

※1 業務区域における都道府県の区域は日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令、別表第一に基づくものとする。

様式第38の2の3（第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係）

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用		営業利益	摘要	
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用			
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	516,808,929,572	359,918,392,072	239,514,402,664	120,403,989,408	156,890,537,500	-
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
合 計	516,808,929,572	359,918,392,072	239,514,402,664	120,403,989,408	156,890,537,500	-

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	21,582,207,100	12,206,106,912	9,376,100,188
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-
合 計	21,582,207,100	12,206,106,912	9,376,100,188

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。
- 2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域と同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。
- 3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域と同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年 総務省令第16号）に基づき、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

別添 2

様式第 38 の 2 の 2 (第 40 条の 4 の 5 の関係)

第二種適格電気通信事業者指定申請書

企管第 155500000865 号

2026 年 2 月 27 日

総務大臣 殿

郵便番号 534-0032

住所 おおさかふおおさかしみやこじまくひがしのだまち
大阪府大阪市都島区東野田町4-15-82

名称及び代表者の氏名

えぬていていにしにほんかぶしきがいしゃ
NTT 西日本株式会社

きたむら りょうた
代表取締役社長 北村 亮太

登録年月日及び登録番号

連絡先

電気通信事業法第 110 条の 3 第 1 項の規定により、第二種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 提供する第二号基礎的電気通信役務の種別

第 14 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる役務

2 業務区域 ※1

富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び
沖縄県

※1 業務区域における都道府県の区域は日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令、別表第二に基づくものとする。

様式第38の2の3（第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係）

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用			営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用			
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	383,796,765,478	309,069,422,031	197,306,301,607	111,763,120,424	74,727,343,447	-
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
合 計	383,796,765,478	309,069,422,031	197,306,301,607	111,763,120,424	74,727,343,447	-

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	13,601,326,493	6,959,371,488	6,641,955,005
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-
合 計	13,601,326,493	6,959,371,488	6,641,955,005

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。
- 2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。
- 3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年 総務省令第16号）に基づき、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。